

総会

配布：一般

2018年1月19日

第72会期

議事日程議題15

2017年12月20日に、総会により採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/72/L.32 and A/72/L.32/Add.1)]

72/241. 暴力と暴力的な過激主義に対抗する世界

総会は、

国際連合憲章に規定された諸目的および諸原則並びに世界人権宣言¹に基づき、

1970年10月24日の2625 (XXV) 、1981年12月9日の36/103、1984年11月12日の39/11、1994年12月9日の49/60、1999年9月13日の53/243、2001年9月7日の55/282、2001年11月9日の56/6、2006年9月8日の60/288、2009年11月10日の64/14、2011年12月19日の66/171、2012年12月14日の67/99および2012年12月20日の67/173、67/178および67/179の総会諸決議並びに北京宣言および北京行動プラットフォーム²を再確認し、そしてその中で総会が、加盟国に対し、テロリズムに資する時と場合に暴力的な過激主義に対して結束することを促した、国際連合グローバル・テロ対策戦略のつい最近の再検討に関する総会決議³と2014年12月18日の69/174と69/175の総会諸決議もまた再確認し、

2015年4月21日と22日に開催された、「寛容と和解の促進、平和的かつ包摂的な社会づくり、暴力的な過激主義に対抗すること」というトピックに関する総会のハイレベルテーマ別討論および

¹ 決議 217A (III)。

² 第四回世界女性会議報告書、北京、1995年9月4-15日 (国際連合出版、Sales No. E.96.IV.13) 第1章、決議1、添付文書IおよびII。

³ 決議 70/291。

2016年5月6日に総会により開催された平和のための宗教に関するハイレベル対談を感謝しつつ想起し、

国連憲章において具体化された諸目的と諸原則が、人民の同権および自決の原則の尊重に基礎を置く諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置を取ること、経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国籍または社会的出身、出生またはその他の地位などのあらゆる種類による差別なく全ての者のために人権および基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成することを、とりわけ、含んでいることを再確認し、

全ての加盟国が、その国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全または政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎んできたことを強調し、

無実の人の生命を奪い、破壊の原因となりそして人々を追い立てる、世界の様々な場所における、不寛容の行為、暴力的な過激主義、派閥間の暴力を含む、暴力およびテロリズムに不安を感じ、そしてあらゆる動機に関わりなく、暴力の使用を拒絶し、

差別なく全ての人権と基本的自由に対する普遍的な尊重とその遵守を助長し奨励するために国連憲章の下で全ての国家により為された公約を再確認し、そして国家が、あらゆる人権と全ての者の基本的自由を保護しそして尊重する義務の下にあることもまた再確認し、

戦争と武力紛争は、過激化および暴力的過激主義の拡散を導きそして人間社会の発展を中断させまた人類の福祉を邪魔することができることを確信し、

各国の主要な責任は、その国民のために平和的で暴力のない生活を確保することである、と同時に政治的独立と他国の主権平等の原則を十分に尊重して、その隣国と平和裏に共存し、また国際の平和および安全を維持するのに役立つために、あらゆる種類の差別なしにその人権を十分に尊重することであることを認識し、

国連憲章の前文において確認されたように、寛容の原則は、戦争を防止することと平和を維持することについて国際連合により追求された目的を達成するために適用される原則の一つであることを想起し、そしてあらゆる人権および全ての人々の基本的自由の尊重と保護、並びに寛容、他者の承認と評価および他者と共存するまた他者の声を聴く能力が、あらゆる社会のまた平和のしつかりした基礎を形作ることを確信し、

より良い理解と文明、文化および宗教間の尊重を促進するため事務総長と文明の同盟担当事務総長上級代表により為された取組を歓迎し、

暴力的な過激主義は、人類社会の安全と福祉を脅かしつつ、全ての加盟国にとっての重大な共通の懸念を構成していることを再確認し、そして動機が何であれ、暴力的な過激主義を正当化するものはないことを確信し、

暴力的な過激主義を防止することと対抗することに対するまたその拡散に資する条件に対処することに対する包括的な対処方法の必要性を認識し、そしてこれに関連した認識を増すことを奨励し、

国家は、暴力的な過激主義と闘うために講じた何らかの措置が、国際法、とりわけ国際人権法、難民法および人道法の下での自らの義務を遵守することを確保しなければならないことを強調し、そしてテロ対策措置と人権、基本的自由および法の支配の保護は、目標と抵触してはならないが、補完的かつ相互に補強するものであり、そして暴力的な過激主義と対抗する成功する取組の不可欠の一部であることを強調し、

平和に対するあらゆる宗教の公約、憎しみを拡散しそして生命を脅かす、暴力的過激主義を非難する決意を認識し、そしてそのあらゆる形態および表現の暴力的過激主義は、あらゆる宗教、民族、文明または種族的集団と関連付けることはできずまた関連付けるべきではないことを再確認し、

暴力的な過激主義を駆り立てる不平の種に直接的にまた間接的に両方で対処すること目的とした地方の、国の、地域のそして多当事者間のイニシアティブもまた認識し、

1. 国際連合憲章および国際法の下での全ての国家の国際的な義務、とりわけその国際関係に

において、武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全または政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しないいかなる方法によるものも慎むことそして国連憲章に基づく平和的手段によってその国際紛争を解決することを強調する。

2. 暴力的な過激主義者によるものを含む、国際法、とりわけ人権法と人道法に違反した、女性と子どもを含む、一般住民を標的にすること、並びに政治改革、近代化および異なる社会における包括的な開発に対する民衆の探求を中断させそしてそらした暴力に向けた開発の激務からそれを追い払う試みを非難する。

3. 遺物や記念碑のあらゆる故意の破壊を含む、国際法、とりわけ人権法と人道法に違反した宗教的な場所および神社並びに文化的遺跡に対する攻撃を憂慮する。

4. 全ての加盟国に対し、そのあらゆる形態および表現の暴力的過激主義並びに派閥間の暴力に対して結束することを促し、暴力的な過激主義と差別の原因を自らの共同体内で議論しそしてこれらの原因に対処するための戦略を徐々に発展させるための指導者の努力を奨励した国家、地域的機構、非政府組織、宗教団体およびメディアが、宗教と文化の多様性に対する寛容と尊重を助長することにおいて果たす重要な役割を有していることを強調する。

5. 国家が、女性に対するあらゆる形態の暴力を強く非難しそして女性に対する暴力の撤廃に関する宣言⁴において定められたように、その排除に関する自らの義務を避けるため何らかの習慣、伝統または宗教的な考慮すべき事柄を援用することを慎むことが重要であることを強調する。

6. 全ての国家および国際機構に対し、市民意識を生み出し、不寛容と派閥間の暴力の危険について啓発しそして寛容と人権の促進を支援する更新された公約と行動で反応することを奨励し、また節度および寛容並びに人権に対する尊重の促進を確保することにおける相互協力、理解および対話の重要性に注意を払い続けることを招請する。

7. 全ての国家に対し、暴力的な過激主義に対するその闘いにおいて、全ての人権および基本的自由並びに法の支配を尊重しまた保護しそして、とりわけ、教育、科学、文化、コミュニケーションおよび情報の分野における計画と制度を通して、理解、寛容および非暴力を助長し、民主的な

⁴ 決議 48/104。

機関を強化し、開発過程の全てを含むことを確保し、あらゆる形態の不寛容と暴力を排除し、貧困と無教育を根絶しそして誰も置き去りにしないために国家内や国家間の不平等を減らすために市民社会と協力して、地方の、国の、地域のまた国際的なレベルでのあらゆる行動を支援することを求める。

8. 生命に対する尊重を徐々に教え込むことと非暴力、節度、対話および協力の実践を促進することにより、過激主義の拡散を防止することにおいて、寛容を促進することの最も効果的な手段として、人権教育を含む、教育の不可欠の重要性を強調し、そして全ての国家、国際連合の専門機関および政府間組織並びに非政府組織に対し、とりわけ公民教育および生活技能並びに正規教育、非正規教育およびノン・フォーマル教育のあらゆるレベルにおける民主的な原則および実践により、この努力に対して積極的に貢献することを奨励し、そしてこれに関連して、2016年10月30日から11月1日まで、カナダのケベック市における「インターネットと青年の過激化：予防、行動および共存」というテーマに関する会議のその準備を通したものを含む、国際連合教育科学文化機関によりなされた取組を認識する。

9. 共同体間の結び付きを強化することとその共通の債権や利益を強調することにより、暴力的な過激主義に対抗することにおける共同体の関与を促進することを勧告する。

10. 加盟国に対し、寛容と相互尊重について昌道しそしてそれについての情報を広めることを求めそして全ての人権についての尊重を促進することに対する、全ての宗教、信念、文化および人々の間のより良い理解を発展させることに対する、寛容と相互尊重を高めることに対するそして従って暴力的な過激主義の拒絶を強化することに対する、メディアと、インターネットを含む、新しい通信技術の潜在的な貢献を強調する。

11. とりわけメディアと、インターネットを含む、新しい科学技術並びに情報を追求し、受領しそして知らせるための自由に対する完全な尊重による、表現の自由に対する権利の行使が、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に対する闘いに対して行うことができる積極的な貢献を認識し、そしてこれに関連して、メディアの編集の独立性と自律性を尊重する必要性をくり返し表明する。

12. 差別、敵対行為または暴力に対する扇動を構成する民族的な、人種的なまたは宗教的な憎

悪のあらゆる昌道を強く非難する。

13. 加盟国に対し、この脅威に対する対象を特定したまた包括的な解決策を策定するように、とりわけ女性と青年に対する、暴力的過激主義の推進者についての理解を増すことを奨励する。

14. 全ての加盟国、国際連合システムの諸組織、地域的機構および非政府組織並びにその他の関連する利害関係者に対し、適切なやり方で、本決議に定められた目的を遂行するため努力することを招請する。

15. 暴力的な過激主義を防止する事務総長の行動計画⁵に留意する。

16. 「暴力および暴力的な過激主義に対抗する世界」と表題のついた、2015年12月10日の総会決議70/109に対応して準備された事務総長報告書⁶に留意する。

17. 事務総長に対し、本決議の実施について第74会期の総会に対して報告することそして不寛容の危険について市民意識を生み出すことにおいて並びに理解と非暴力を助長することにおいて、それにより国際連合システムと事務局が、要請に基づいてまた既存の資源の範囲内で加盟国を支援できる方法と手段を勧告することを要請する。

第74回本会議

2017年12月20日

⁵ A/70/674 を参照。

⁶ A/72/621。